

## にかほ市農地賃借料情報

令和2年1月から12月までに締結（公告）された賃借料における賃借料水準（10aあたり）は以下のとおりです。この農地賃借料情報は、改正農地法第52条に基づき毎年公表するものです。（従来の「標準小作料制度」は、平成21年12月の改正法により廃止されております。）

（10aあたり：円）

農地別・地域別		平均額	最高額	最低額	データ数(筆数)
水田	象潟	8,212	24,352	2,000	910
	金浦	8,219	18,000	2,000	176
	仁賀保	10,574	22,780	2,000	471
畑地	市全体	5,464	5,800	5,128	4

※データ数は集計に用いた件数です。

※物納契約の場合は11,390円/60kg（ひとめぼれ1等米概算払い金）で換算しています。

※農地の貸し借りをを行う場合は、賃借料情報を目安とし、水稻の収穫量や圃場条件等を踏まえたうえで、最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決定してください。

※契約期間の途中であっても農地法第20条第1項の規定により、双方が合意した場合は賃借料を変更することができます。